

学童保育の入所申請受付

来年度の入所申請受付は12月1日～22日です
平成30年度の入所申請受付は、29年12月1日(金)～22日(金)です。
入所申請の時期が昨年度と変更となっておりますのでご注意ください。
申請場所 子育て推進課(市役所1階)
※郵送・電話等では受付できません。

児童手当・児童育成手当を支給します

10月は児童手当・児童育成手当の支払月です。
10月13日(金)に6ヶ月分の手当を指定の口座に振り込みます。
なお、現況届を提出していないと、資格要件を満たさず、支給されません。
お問い合わせ 子育て推進課 課助成係

吹上小に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します

市教育委員会では、青梅市特別支援教育実施計画第四次計画に沿って、特別な支援を必要とするお子さんの教育の充実を図っています。
平成30年4月1日から、吹上小に市内で3校目となる自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。
これにより、近年増加傾向にある自閉症を含む情緒障害等によって、特別支援学級での就学を必要とする児童一人ひとりに

年金の受給資格期間が10年になりました

平成29年8月1日から年金を受け取るための受給資格期間が、10年(120か月)に短縮されました。
これにより受給資格期間が10年以上あれば年金を受け取ることができるようになります。8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満で下表に該当する方には、日本年金機構から黄色の封筒で「年金請求書」を送付しています。
まだ手続きが済んでいない方は、早めに手続きをお願いします。
お問い合わせ 資格期間の確認：ねんきんダイヤル ☎0570・05・116

介護保険料の10月以降の特別徴収(年金天引き)額について
介護保険料を年金から天引き(特別徴収)している引き(65歳以上の方は、原則として年6回年金支給月に納めていた)ですが、来年度1年間を通じてできる調整の結果、10月以降の天引き額が8月に比べて増

生年月日	送付時期
大正15年4月2日～昭和17年4月1日	3月下旬
昭和17年4月2日～23年4月1日	4月下旬
昭和23年4月2日～26年7月1日	5月下旬
昭和26年7月2日～30年10月1日(女性)	6月下旬
昭和26年7月2日～30年8月1日(男性)	
昭和30年10月2日～32年8月1日(女性)	7月上旬
大正15年4月1日以前生まれの方	
共済組合等の加入期間を有する方	

事業主の方へ 退職金共済に加入を

市では、中小企業で働く従業員の福祉向上と雇用安定のため、退職金共済への加入を勧めています。
中小企業の事業主であれば、パートタイマーを含む従業員を加入させることができます。掛け金は事業主負担(全額免税扱い)です。
なお、市では中小企業退職金共済・特定退職金共済に加入している事業主に対し、従業員1人当たり1か

月掛金5千円を上限に、その10分の1(年額6千円まで)を補助します。
お問い合わせ 特定退職金共済制度：青梅商工会議所 ☎23・0111111
中小企業退職金共済制度：中小企業退職金共済事業本部 ☎03・6907・1234
補助金交付申請の手続き

加入している事業主の方へ
お問い合わせ 高齡介護課 介護保険係
詳しくは、7月に送付した「介護保険料納入通知書」または市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ 高齡介護課 介護保険係

心身に障害のある方の 手当について

支給対象に該当すると思われる方は、各担当課へお問い合わせください。

手当の種類	支給対象(担当 子育て推進課)
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 (手当) 申請の月の翌月から所得額に応じて、全部支給…月額42,290円、一部支給…月額42,280円～9,980円、第2子加算…全部支給月額9,990円、一部支給月額9,980～5,000円、第3子以降加算…全部支給月額5,990円、一部支給月額5,980円～3,000円
児童育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 (手当) 申請の月の翌月から、児童1人月額13,500円
障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ▷身体障害者手帳1級・2級程度の障害を有する児童 ▷愛の手帳1度～3程度程度の障害を有する児童 ▷脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 (手当) 申請の月の翌月から、児童1人月額15,500円

手当の種類	支給対象(担当 障がい福祉課)
特別障害者手当(20歳以上の方)	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級、愛の手帳1度か2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方) 身体障害者手帳または愛の手帳を取得してなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。 (手当) 申請の月の翌月から、月額26,810円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、支給できません。
障害児福祉手当(20歳未満の児童)	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級の一部、愛の手帳1度か2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方) (手当) 申請の月の翌月から、月額14,580円
重度心身障害者手当(申請時65歳未満の方)	▷重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ▷重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(座っていることが困難な方) (手当) 申請の日の月から、月額60,000円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、支給できません。
心身障害者福祉手当	障害福祉手当 ▷身体障害者手帳1級～4級の方 ▷愛の手帳1度～4度の方 ▷脳性まひの方 ▷進行性筋萎縮症の方 (手当) 申請の日の月から、1～2級・1～3級・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円(ただし対象者が20歳未満の場合は、月額8,000円)、3～4級・4度の方は月額8,000円 難病福祉手当 特定医療費受給者証または難病医療券をお持ちの方 (手当) 申請の日の月から、月額6,000円
特別児童扶養手当	次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方 ▷知的発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ▷身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 (手当) 申請の月の翌月から、1級(重度障害児)…月額51,450円、2級(中度障害児)…月額34,270円

注意
①障害福祉手当を受けている方は、難病福祉手当を受けられません。また、心身障害者福祉手当に該当する児童を扶養している方が、児童育成手当(障害手当)を受けている場合は、心身障害者福祉手当を受けられません。
②各手当には、所得制限が設けられています。また、公的年金など(福祉年金を除く)との併給制限があるものもあります。
③施設に入所している方には、手当は支給されません。
④申請時の年齢制限は、上表のとおりです。